

# WARNING



## 無資格電気工事は大変危険です！

自宅内のコンセント取替えや電線の敷設は簡単にできると思いませんか？

**コンセントの取替え**や壁などへの**電線の取り付け**、**電線同士の接続**などの電気工事を行うには、**電気工事士の資格が必要です**（電気工事士法第3条。無資格工事の場合、**懲役又は罰金**が処せられます）。

資格を持たない者による電気工事は、不良工事に伴う漏電等による**火災**、**感電**の他、**周辺への波及災害**を引き起こす恐れがあり、**大変危険**です。

屋内配線工事、埋込型コンセントや壁スイッチ、引掛シーリング等の交換・取付の電気工事は、最寄りの電気工事店・電気工事士に依頼して下さい。



経済産業省  
産業保安グループ  
電力安全課

